四　申請期間　平成二十五年六月三日から同年七月五日まで
五　地元地区　福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅粉屋、同新田（字北町、同大上、同龍城、同渡場及び同二本松を除く。）
備考　免許の存続期間は、平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日までとする。
一　公示番号　農区第三号
二　免許の内容たるべき事項
(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第一種区画漁業
漁業の名称　かきひび建養殖業
漁業時期　一月一日から十二月三十一日まで
(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
(三)　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ七直線によって囲まれた区域
ア　北緯三十三度八分二十八秒東経百三十度二十一分十秒の点
イ　北緯三十三度八分二十八秒東経百三十度二十一分十二秒の点
ウ　北緯三十三度八分二十六秒東経百三十度二十一分十五秒の点
エ　北緯三十三度八分十秒東経百三十度二十一分二秒の点
オ　北緯三十三度八分十二秒東経百三十度二十分五十八秒の点
カ　北緯三十三度八分五秒東経百三十度二十分五十一秒の点
キ　北緯三十三度八分四秒東経百三十度二十分四十九秒の点
三　免許予定日　平成二十五年九月一日
四　申請期間　平成二十五年六月三日から同年七月五日まで
五　地元地区　佐賀県佐賀市川副町大字大詫間
備考　免許の存続期間は、平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日までとする。
一　公示番号　農区第四号
二　免許の内容たるべき事項
(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第一種区画漁業
漁業の名称　かきひび建養殖業
漁業時期　一月一日から十二月三十一日まで
(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
(三)　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ六直線によって囲まれた区域
ア　北緯三十三度八分十秒東経百三十度二十分四十七秒の点
イ　北緯三十三度八分八秒東経百三十度二十分五十秒の点
ウ　北緯三十三度七分五十五秒東経百三十度二十分四十秒の点
エ　北緯三十三度七分四十一秒東経百三十度二十分二十七秒の点
オ　北緯三十三度七分四十二秒東経百三十度二十分二十五秒の点
カ　北緯三十三度七分五十八秒東経百三十度二十分三十五秒の点
三　免許予定日　平成二十五年九月一日
四　申請期間　平成二十五年六月三日から同年七月五日まで
五　地元地区　佐賀県佐賀市川副町大字大詫間
備考　免許の存続期間は、平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日までとする。
一　公示番号　農区第十一号
二　免許の内容たるべき事項
(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第三種区画漁業
漁業の名称　かき養殖業
漁業時期　一月一日から十二月三十一日まで
(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
(三)　漁場の区域
次のア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ三直線によって囲まれた区域
ア　北緯三十三度七分五十一秒東経百三十度二十一分二十七秒の点
イ　北緯三十三度七分三十五秒東経百三十度二十一分二十六秒の点
ウ　北緯三十三度七分四十秒東経百三十度二十一分六秒の点
三　免許予定日　平成二十五年九月一日
四　申請期間　平成二十五年六月三日から同年七月五日まで
五　地元地区　福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅粉屋、同新田、同九網
備考　免許の存続期間は、平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日までとする。
一　公示番号　農区第十二号
二　免許の内容たるべき事項
(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第三種区画漁業
漁業の名称　かき養殖業
漁業時期　一月一日から十二月三十一日まで
(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
(三)　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ五直線によって囲まれた区域
ア　北緯三十三度八分東経百三十度二十一分の点
イ　北緯三十三度七分四十八秒東経百三十度二十一分九秒の点
ウ　北緯三十三度七分三十秒東経百三十度二十分三十二秒の点
エ　北緯三十三度七分三十二秒東経百三十度二十分二十九秒の点
オ　北緯三十三度七分四十三秒東経百三十度二十分三十七秒の点
三　免許予定日　平成二十五年九月一日
四　申請期間　平成二十五年六月三日から同年七月五日まで
五　地元地区　福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅粉屋、同新田（字北町、同大上、同龍城、同渡場及び同二本松を除く。）
備考　免許の存続期間は、平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日までとする。
一　公示番号　農区第十三号
二　免許の内容たるべき事項
(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第三種区画漁業
漁業の名称　かき養殖業
漁業時期　一月一日から十二月三十一日まで
(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
(三)　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ七直線によって囲まれた区域
ア　北緯三十三度八分二十八秒東経百三十度二十一分十秒の点
イ　北緯三十三度八分二十六秒東経百三十度二十一分十二秒の点
ウ　北緯三十三度八分十秒東経百三十度二十一分五秒の点